

就職活動サイト連携事業に係る業務委託仕様書

1 業務名称

就職活動サイト連携事業

2 目的・概要

(1) 目的

大学生の利用者が多い就職活動サイト上に、群馬県での就職・働き方・生活に関する情報等を掲載することで、県内就職に関する具体的なイメージを提供し、大学生の群馬県への UI ターンに対する機運の醸成を図る。

ア 背景

- ・若者の県外流出が続いており、県外の大学へ進学した学生が戻ってこない。
- ・就職後の環境を重要視する学生が多い。

イ 目標

- ・県外に進学した学生に、群馬県内での働き方のメリットを知ってもらう。
- ・UI ターンによる大学生の県内就職率向上

ウ 対象

- ・これから就職活動を行う大学3年生（特に県外の大学に進学した学生）
- ・将来に向けて就職情報を収集する大学1、2年生

(2) 委託契約の期間・スケジュール等

ア 委託契約の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

イ スケジュール

10月頃に特設サイトを公開、3月末まで掲載。

(3) 委託額

4,400,000円

（消費税及び地方消費税抜き価格4,000,000円）を上限とする。

3 事業内容

(1) 就職活動サイトの要件

- ア 主に大学生・大学院生向けの就職情報サイトを運営しており、一定数の登録者がいること
- イ 学生の動向調査を通年にわたって実施しており、就職活動市場の最新動向に知見をもっていること。
- ウ インターンシップ、オープンカンパニーなど、就職活動関連イベントの知見があること。
- エ 全ての学年を対象に情報発信ができること。

オ 学生の最新動向を踏まえた広報施策を展開できること。

(2) 就職活動サイトへの情報掲載

ア 群馬県のパナー作成

就職活動サイト内に群馬県のパナーを作成し、群馬県の特設ページへ遷移ができるようにする。

- ① デザインについて、閲覧者がクリックしたくなるような特設ページへの誘導文句を含め、群馬県のサイトであることが分かりやすいようにすること。
- ② 群馬県の特設ページへ誘導する上で適切なサイズで作成をすること。

イ 群馬県の特設ページ制作

大学生（特に県外の大学に進学した学生）に対して、群馬県内の企業の良さ、働きやすさ等をデータ等も交えて紹介することで、UI ターン就職の促進を図る。

特設ページ制作に必要な資材（写真、画像等）については、委託事業者自身で準備を行い、制作を行うこと。

- ① 群馬県の概要
 - ・気候、文化、首都圏からの交通アクセス等、群馬県の特徴を簡単に紹介
- ② 群馬県での仕事・暮らし
 - ・どのような業種の企業があるのか、働きがいなど、群馬で働く上での良さが伝わる内容とすること
 - ・学生目線において群馬で暮らすことのメリットが伝わる内容とすること
 - 例：生活コストに係るデータ（首都圏と比較した物価、家賃相場等）や医療福祉 など
- ③ ぐんま de 就活ナビゲーションへのリンク
 - ・ぐんま de 就活ナビゲーションへのリンクを掲載することで、群馬に興味を持った方が、実際の企業情報等を調べることができるようにすること

ウ 目標値

- ・群馬県特設ページの閲覧数〇〇件以上（具体的な件数は提案による）

4 その他

(1) 実績報告

委託契約期間内に実績報告書（特設ページの閲覧数集計資料等）を提出すること。

(2) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

(3) 留意事項等

- ・業務の執行、労務管理及びその他本事業に関連した業務の遂行にあたり、関係法令を遵守

し、諸手続を行うものとする

- 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守すること
- 画像等の各素材は著作権に注意すること
- 対象者の年齢や特性に配慮した広報・運営を行うこと。
- 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用しないこと。また、本業務で知り得た個人情報、事業者情報及び県等の情報をみだりに第三者に知らせ、又は本業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、及び再委託業者を県に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする
- 仕様書に記載のない事項及び内容の詳細、並びに本事業の実施に際して疑義が生じた場合の対応については、甲乙協議うえ決定するものとする。
- 本事業により作成された成果物に関する全ての権利は、県または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者に帰属する。ただし、県は、受託者と事前に協議をした上で、加工及び二次利用をできるものとする。